

様式第 2 号の 1－②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第 2 号の 1－①を用いること。

学校名	尾北看護専門学校
設置者名	一般社団法人 尾北医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門	看護学科	夜・通信	新課程 9 1 単位	9 単位	
			旧課程 8 8 単位		
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

- ・授業計画(シラバス)の資料「講師一覧」として学生に配布しています。
- ・希望者は、学校事務窓口において閲覧することができます。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	尾北看護専門学校
設置者名	一般社団法人 尾北医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	尾北看護専門学校運営会議
役割	学校運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 学校の運営及び施設に関する事項 (2) 予算に関する事項 (3) 学則及び細則の制定及び改廃に関する事項 (4) 教育効果の向上に関する事項 (5) 教職員に関する事項 (6) 単位認定・卒業認定に関する事項 (7) 入学者の選考に関する事項 (8) 学生の賞罰に関する事項 (9) 中期目標・中期計画に関する事項 (10) 点検・改善に関する事項 (11) 情報公開に関する事項 (12) 留学生の受入れに関する事項 (13) その他、学校長が必要と認めた事項 意見の活用方法 学校長は、前項において承認された基本的な方針等に従って学校の運営を行う

2. 外部人材である構成員の一覧表 (任期 2024.6.28～2026.6月定時社員総会の終結の日まで)

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
やまだクリニック 院長	2024.6.28～ 2026.6月総会	尾北医師会 会長
ほてい整形外科クリニック 院長	2024.6.28～ 2026.6月総会	尾北医師会 副会長
山本皮フ科クリニック 院長	2024.6.28～ 2026.6月総会	尾北医師会 副会長
こじま医院 院長	2024.6.28～ 2026.6月総会	尾北医師会 理事 尾北医師会 江南支部長
くわばらクリニック 院長	2024.6.28～ 2026.6月総会	尾北医師会 理事 尾北医師会 犬山支部長
江口医院 院長	2024.6.28～ 2026.6月総会	尾北医師会 理事 尾北医師会 扶桑大口支部長
尾北医師会 事務局長	2024.6.28～ 2026.6月総会	尾北医師会 事務局長
(備考) ※上記構成員は全て外部人材		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	尾北看護専門学校
設置者名	一般社団法人 尾北医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) ・授業計画(シラバス)の作成過程 科目毎に学修目標、授業内容、授業形態、時間数、テキスト、参考図書、評価方法を明記しています。 半期毎に時間割を作成し学生に配布するとともに、学校が利用するクラウド内に学生共有データとしていつでもアクセスできるようにしています。 ・授業計画の作成・公表時期 科目毎に授業が終わり次第見直し、3月の春休み前には次年度の授業計画を学生に配布しています。	
授業計画書の公表方法	学生には、授業計画(シラバス)を配布するとともに、学校クラウドにて閲覧できるようになっています。 希望者は、学校事務窓口において閲覧することができます。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 1 授業科目の成績の評価は、その授業科目について実施する試験又は、実習の成果により行っています。 2 成績の評価を受けることのできる学生は、所定の授業時間の3分の2(実習においては5分の4)以上出席した者に限っています。 3 成績評価は、優(80点以上)、良(70点以上80点未満)、可(60点以上70点未満)及び不可(60点未満)の4段階としています。 4 優・良・可は合格とし、不可は不合格としています。 5 授業科目ごとに授業評価を実施し、学生の学修意欲の把握に努めています。	
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 1 客観的な指標を、授業科目の成績評価に対して点数を与え、その点数に各科目の単位数を乗じた合計を、履修登録した科目の総単位数で割って算出した平均値とします。 2 成績評価と点数 優＝3 良＝2 可＝1 不可＝0 未修＝0 とします。 3 GPA算出方法 $GPA = (\text{科目の単位数} \times \text{点数}) \text{の合計} / \text{履修登録科目の単位数の合計}$ *小数点第2位以下四捨五入 *分母の総単位数には、不合格科目(評価が「不可」及び「未修(本来ならば履修すべき科目を履修しなかった場合)」)の単位数を含む	

客観的な指標の 算出方法の公表方法	ホームページに掲載しています。 https://bihokukango.ac.jp/information/
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 【卒業認定】 学則 第25条 (1) 全科目の単位を修得した者に対して卒業の認定を行う。 (2) 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者は、原則として卒業することができない。 【卒業判定】 授業科目履修等に関する規程 第11条 進級及び卒業の判定は、教務会議において審議し、学校長の承認を必要とする。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	学則は、学生便覧に記載され学生に配布しています。 ホームページに掲載しています。 https://bihokukango.ac.jp/information/

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	尾北看護専門学校
設置者名	一般社団法人 尾北医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	一般社団法人尾北医師会定時社員総会議案書 希望者は、学校事務窓口において閲覧することができます。
収支計算書又は損益計算書	一般社団法人尾北医師会定時社員総会議案書 希望者は、学校事務窓口において閲覧することができます。
財産目録	一般社団法人尾北医師会定時社員総会議案書 希望者は、学校事務窓口において閲覧することができます。
事業報告書	一般社団法人尾北医師会定時社員総会議案書 希望者は、学校事務窓口において閲覧することができます。
監事による監査報告（書）	一般社団法人尾北医師会定時社員総会議案書 希望者は、学校事務窓口において閲覧することができます。

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
医療		医療専門	看護		○		—	
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
3 年	昼	1 0 5 単位時間／単位	6 4 単位時 間/単位	1 6 単位時 間/単位	2 3 単位時 間/単位	0 単位時間 /単位	2 単位時間 /単位	
			1 0 5 単位時間／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数		総教員数	
1 2 0 人		1 2 3 人	0 人	1 3 人	7 4 人		8 7 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） - 授業計画（シラバス）の作成過程 科目毎に学修目標、授業内容、授業形態、時間数、テキスト、参考図書、評価方法及び講師一覧により講師の勤務先・実務経験を明記しています。 半期毎に時間割を作成し、学生に配布しています。 - 科目毎に授業が終わり次第見直し、3月の春休み前には次年度の授業計画を配布しています。
成績評価の基準・方法

(概要) 1 授業科目の成績の評価は、その授業科目について実施する試験又は、実習の成果により行っています。 2 成績の評価を受けることのできる学生は、所定の授業時間の3分の2(実習においては5分の4)以上出席した者に限っています。 3 成績評価は、優(80点以上)、良(70点以上80点未満)、可(60点以上70点未満)及び不可(60点未満)の4段階としています。 4 優、良、可は合格とし、不可は不合格としています。 5 授業科目ごとに授業評価を実施し、学生の学修意欲の把握に努めています。
卒業・進級の認定基準
(概要) (1) 出席すべき日数の3分の2以上を出席した者 (2) 全ての授業科目の単位をすべて修得した者 【卒業判定】 認定会議において、教務で卒業を認定し、学校長の承認を得ています。
学修支援等
(概要) (1) 成績不良者には、本人及び保護者との面接を実施しています。 (2) 教務会議において学生の学修状況を教員間で共有し、教員による個別指導を実施しています。 (3) 看護師国家試験前には、補習講義及び強化学習を実施するとともに、個別学習指導を行っています。

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
36人 (100%)	0人 (%)	31人 (86.1%)	5人 (13.9%)
(主な就職、業界等) 病院			
(就職指導内容) 各病院からの募集状況を提供するとともに、就職相談や就職試験に応募する際の助言・支援を行っています。			
(主な学修成果(資格・検定等)) 専門士(医療専門課程)・看護師国家試験受験資格			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
122人	9人	7.4%
(中途退学の主な理由) 学業不振、進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学習指導		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	350,000 円	360,000 円	420,000 円	その他内訳 ・施設設備費 300,000 円 ・実習費(年間) 72,000 円 ・教材費(年間) 48,000 円
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 尾北看護専門学校自己点検・自己評価結果 希望者は、学校事務窓口において閲覧することができます。		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
評価項目 厚生労働省の看護師等養成所の自己点検、自己評価の項目に従って実施していきます。 評価委員の構成 委員の定数 2名以上4名以内 委員の選出区分 実習施設関係者、本校卒業生、保護者、地域住民、学校運営に関する有識者 評価結果の活用方法 改善方策の実施時期 評価の次年度 責任者 学校長		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
元教育委員	2024. 4. 1～2026. 3. 31	学校運営に関する有識者
看護学校元副学校長	2024. 4. 1～2026. 3. 31	学校運営に関する有識者
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校関係者評価結果 希望者は、学校事務窓口において閲覧することができます。		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 1 ホームページ(https://bihokukango.ac.jp/) 2 学生便覧(学生に配布するとともに、希望者には学校窓口において配布しています。) 3 学校案内パンフレット(県内及び岐阜県内の一部の高等学校に郵送するとともに、希望者には学校窓口で配布しています。)

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H123310001212
学校名（〇〇大学 等）	尾北看護専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	一般社団法人 尾北医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		14人（－）人	15人（－）人	15人（－）人
内 訳	第Ⅰ区分	－人	－人	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第Ⅱ区分	－人	－人	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第Ⅲ区分	－人	－人	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－人	－人	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				15人（－）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	-人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	-人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	-人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。